

[ 事案 20-20 ] 転換契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 8 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 6 月 30 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約者の知らないうちに契約転換および転換後契約の更新がされている。契約転換および更新を無効とし、既払込保険料等を全額返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 60 年に加入していた保険契約を転換し、平成 5 年 6 月に定期付終身保険(転換後契約)に加入したことになっているが、その際、下記のような契約締結手続き上の疎漏があった。したがって転換後契約は無効であり、同契約の支払済みの保険料全額と転換時における転換前契約の転換価格を返還してほしい。

- (1) 契約転換(平成 5 年 6 月)は、契約者である自分の意思を確認することなく、また保険内容について何ら説明がないまま、妻によって代筆および押印がなされたものである。
- (2) 転換後契約の契約締結において、営業担当者は、本保険の保険料の多くが掛け捨て部分であるにもかかわらず、そのことを明確に説明せず、本保険が積立型の保険であると誤解を招くような説明を行い、妻は満期になれば保険料が返還されるものと誤認し、本保険を契約した。
- (3) 転換後契約の契約締結において、営業担当者は、本保険の付帯契約として一時払定期保険特約(700 万円)の保険料を立替払いして、本保険の加入を強引に進めている。
- (4) 転換後契約の更新時(平成 15 年)において、減額して更新がなされたが、営業担当者はこの際にも、契約者である自分とは一度も面接することなく、妻との間で手続きを行い、更新契約書への署名押印も妻によりなされた。

< 保険会社の主張 >

当社では、本件については裁定申立てがなされる以前から、申立人に対し和解案を提案してきたが、今般の裁定申立てを受け、改めて下記の(1)と(2)を比較し、多い方の額を和解金として支払う和解案を提示する。

- (1) 契約転換がなく転換前契約をそのまま継続した場合の申立人の負担額(A)と「平成 5 年の転換」および「平成 15 年の特約更新」が行われた場合の申立人の負担額(B)との差額(B - A)の半額と、申立人が申立契約の解約を申し出た日(平成 19 年 7 月)における解約返戻金の全額の合計額
- (2) 平成 20 年 5 月に申立人に提示した和解金(平成 5 年に転換し、同 15 年の更新時に特約を非更新とし、申立契約を同 19 年 7 月に解約した場合の、主契約の解約返戻金と特約更新後に申立人が支払った特約保険料の合計額)

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人からの裁定申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、保険会社から上記の和解案の提示があり、下記の事実を考慮した結果、同和解案は妥当なものと判断し、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項により、裁定書により上記和解案を当事者双方に提示しその受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。

- (1) 本件においては、妻に契約転換、特約更新の代理権があったか否か、代理権が認められないとしても表見代理の成立は認められないか、無権代理行為の追認は認められないか、また、積立て型の保険であると思っていたのに掛捨て型の保険であったことについての要素の錯誤の成否、(要素の錯誤が認められるとした場合における)表意者の重過失の有無など、微妙な事実認定を必要とする様々な法律問題が存在している。
- (2) 申立人は、平成5年の契約転換時に診査を受け、申立契約に基づき同10年に入院給付金、手術給付金の、同15年2月にも手術給付金の各請求をなしその支払いを受けている。また、申立人の自宅に保険証券が送付され、毎年保険契約の内容を記載した通知も送付されていることが推認され、申立契約の保険料が申立人名義の預金口座から10年以上引き落とされている。これらの事実は、少なくとも無権代理行為の追認、あるいは(要素の錯誤における)表意者の重過失を窺わせるものである。